

## 鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可にかかる関係条文

### ●鉄道事業法（昭和六十一年十二月四日法律第九十二号）（抄）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 (略)

### ●鉄道局関係審査基準・標準処理期間

(平成19年6月25日国鉄総第113号) (抄)

[鉄道事業法]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の上限の認可	第16条 第1項	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。  具体的には、運賃及び料金の上限が、効率的かつ合理的に鉄道事業を経営した場合における適正な原価に公正妥当な利潤を加えたものを回収し得るような水準を超えないものであること。	1箇月～ 4箇月

### ●軌道法（大正十年四月十四日法律第七十六号）（抄）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運轉速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(以下省略)

### ●鉄道局関係審査基準・標準処理期間

(平成19年6月25日国鉄総第113号) (抄)

[軌道法]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の設定の認可	第11条 第1項	鉄道事業法第16条第1項に規定する運賃および料金の設定に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月～ 4箇月